

令和元年6月11日

復興ありがとうホストタウン連絡協議会の設置について

1. 復興オリンピック・パラリンピックの推進に向けて、東日本大震災の際に支援をいただいた国・地域の方々に感謝の気持ちを示すとともに、復興しつつある姿を見ていただきながら住民との交流を行う「復興ありがとうホストタウン」については、さらなる国内外への情報発信が課題となっている。そこで、「復興ありがとうホストタウン」間の相互の情報交換や共同の情報発信等の連携により活動を活性化する必要がある。さらに、相手国・地域を含めた関係者間の交流・連携を東京大会後も継続していくことも重要である。このため、これらを目的として、「復興ありがとうホストタウン連絡協議会（以下「協議会」という）」を設置する。
2. 協議会の構成員は、本協議会設置以後の東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、復興ありがとうホストタウン登録自治体の首長、「復興ありがとうホストタウン」登録を希望する自治体の首長、岩手県、宮城県及び福島県の代表者、登録自治体等に協力し、「復興ありがとうホストタウン」に係る取組を実施する団体、その他、会長が必要と認める者等とする（会長は互選により決定）。
3. 協議会の構成員は、共同の情報発信、連携事業の実施、その他復興オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成に係る事業を行う。
4. 協議会の事務局は、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局、岩手県東京事務所、宮城県東京事務所及び福島県東京事務所が連携して担う。